

(趣旨)

第1条 この規程は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が発注する工事又は製造の請負及び物件の調達等（以下「工事及び物件の調達等」という。）に関する契約事務に関し、必要な事項を定める。

(見積期間)

第2条 契約に関する見積期間は、原則として、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格が500万円未満の場合 1日以上
 - (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の場合 10日以上
 - (3) 予定価格が5,000万円以上の場合 15日以上
- (最低制限価格制度等)

第3条 最低制限価格制度を行う場合の取扱いは、管理者が別に定める。

(入札日)

第4条 入札日は、第2条各号に規定する見積期間に応じて入札案件ごとに決定するものとする。

(内訳書の提出)

第5条 管理者は、工事及び物件の調達等の入札を行うときは、入札参加者に対し内訳書を提出させることができるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第6条 管理者は、毎年度発注することが見込まれる工事（予定価格が130万円を超えないと見込まれるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては契約を締結する時期）

2 前項の規定による公表（以下「発注見通しの公表」という。）の様式は、別記第1号様式によるものとする。

3 発注見通しの公表は、総務課内において閲覧に供する方法によるものとする。

4 発注見通しの公表の時期は、毎年度4月とする。

5 発注見通しの公表の期間は、公表した年度の3月31日までとする。

6 管理者は、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項に変更（追加工事を含む。以下同じ。）がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

7 前項の規定による公表（以下「変更後の公表」という。）の様式は、別記第2号様式によるものとする。

8 変更後の公表の時期は、毎年度、四半期ごととする。

- 9 第3項及び第5項の規定は、変更後の公表について準用する。
- 10 前各項の規定は、測量・建設コンサルタント業務について準用する。この場合において、第1項中「工事（予定価格が130万円を超えないものを除く。）」とあるのは「測量・建設コンサルタント業務（予定価格が50万円を超えないものを除く。）」と、「工事」とあるのは「業務」と、第6項中「追加工事」とあるのは「追加業務」と読み替えるものとする。

（入札参加資格等に関する事項の公表）

第7条 管理者は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - （2） 施行令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - （3） 前各号に定める名簿に、客観点数、主観点数及びそれらの合計点数並びに順位について記載したもの
 - （4） 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 前項の規定による公表（以下「参加資格等の公表」という。）の様式は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格については公告、当該資格を有する者の名簿については別記第3号様式、指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準については当該事項を規定する訓令又は告示によるものとする。
- 3 参加資格等の公表の方法は、総務課内において閲覧に供する方法によるものとする。
- 4 参加資格等の公表の時期は、公表事項を定め、又は作成後遅滞ない時期とする。
- 5 参加資格等の公表の期間は、新たに公表事項を定め、又は作成するまでとする。

（入札及び契約の過程に関する事項の公表）

第8条 管理者は、工事（予定価格が130万円を超えないものを除く。）の契約を締結したときは、当該工事ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 施行令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- （2） 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- （3） 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
- （4） 指名競争入札に参加する者を指名した理由

- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。ただし、施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約を含む。）
 - (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。ただし、施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約を含む。）
 - (7) 予定価格
 - (8) 最低制限価格
 - (9) 施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- 2 前項の規定による公表（以下「入札過程等に関する事項の公表」という。）の様式は、前項第1号に規定する事項にあつては公告、同項第2号に規定する事項にあつては別記第4号様式、同項第3号に規定する事項にあつては別記第5号様式、同項第4号に規定する事項にあつては別記第6号様式、同項第5号から第9号までに規定する事項にあつては別記第7号様式によるものとする。
- 3 入札過程等に関する事項の公表の方法は、総務課内において閲覧に供する方法によるものとする。
- 4 入札過程等に関する事項の公表の時期は、第1項第1号に規定する事項については公表事項を定めた後遅滞ない時期、同項第2号から第9号までに規定する事項については落札者又は契約の相手方の決定後遅滞ない時期とする。
- 5 入札過程等に関する事項の公表の期間は、公表した年度の翌年度末までとする。
- 6 第1項の規定による公表（第1号、第8号及び第9号に規定する事項の公表を除く。）は、物件の調達について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「工事（予定価格が130万円を超えないものを除く。）」とあるのは「物件の調達（予定価格が80万円を超えないものを除く。）」と、「当該工事」とあるのは「当該調達」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定による公表（第1号、第8号及び第9号に規定する事項の公表を除く。）は、測量・建設コンサルタント業務について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「工事（予定価格が130万円を超えないものを除く。）」とあるのは「測量・建設コンサルタント業務（予定価格が50万円を超えないものを除く。）」と、「当該工事」とあるのは「当該業務」と読み替えるものとする。
- 8 第1項の規定による公表（第1号、第8号及び第9号に規定する事項の公表を除く。）は、測量・建設コンサルタント業務以外の委託業務について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「工事（予定価格が130万円を

超えないものを除く。）」とあるのは「測量・建設コンサルタント業務以外の委託業務（予定価格が50万円を超えないものを除く。）」と、「当該工事」とあるのは「当該業務」と読み替えるものとする。

9 第2項から第5項までの規定は、物件の調達、測量・建設コンサルタント業務及び測量・建設コンサルタント業務以外の委託業務について準用する。ただし、第1項第4号の公表については、別記第8号様式によるものとする。

（契約の内容に関する事項の公表）

第9条 管理者は、工事（予定価格が130万円を超えないものを除く。）の契約を締結したときは、当該工事ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- （2） 工事の名称、場所、種別及び概要
- （3） 工事の着手時期及び工事の完成時期
- （4） 契約金額
- （5） 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

2 前項の規定による公表（以下「契約内容の公表」という。）の様式は、同項第1号から第4号までに規定する事項にあっては別記第9号様式、同項第5号に規定する事項にあっては別記第10号様式によるものとする。

3 契約内容の公表の方法は、総務課内において閲覧に供する方法によるものとする。

4 契約内容の公表の時期は、契約締結後遅滞ない時期とする。

5 契約内容の公表の期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

6 管理者は、第1項の工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、当該工事ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 請負業者名、住所
- （2） 工事の名称、場所、種別及び概要
- （3） 工事の着手時期及び完成時期
- （4） 請負金額
- （5） 変更理由

7 前項の規定による公表（以下「契約変更の公表」という。）の様式は、別記第11号様式によるものとする。

8 契約変更の公表の時期は、変更契約締結後遅滞ない時期とする。

9 第3項及び第5項の規定は、契約変更の公表について準用する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日訓令第4号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日訓令第1号）

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

建設工事指名業者選定理由（指名競争入札）

- 1 発注所属名
- 2 工事の名称
- 3 工事の場所
- 4 入札年月日

建設工事指名業者選定基準	評価項目	評価
(1) 等級別発注基準		
(2) 発注基準に対する特例		
(3) 指名業者数		
(4) 指名業者選定に当たっての留意事項		
①当該工事に対する地理的条件		
②手持ち工事の状況		
③当該工事施工についての技術的適性		
④安全管理の状況		
⑤労働福祉の状況		
⑥その他		

入札記録書

件名	
履行場所	
入札日時 場所	
落札者	
落札金額	
予定価格	
最低制限価格	
摘要	

単位：円

	第1回金額	第2回金額	摘要

○8号による随意契約

契約の相手方	
契約金額	

備考 落札金額、予定価格、最低制限価格及び契約金額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

物品の調達及び業務委託指名業者選定理由

- 1 発注所属名
- 2 物品の調達又は業務の名称
- 3 履行場所
- 4 入札年月日

指名業者選定基準	評価項目	評 価
(1) 指名業者数		
(2) 指名業者選定に当たって の留意事項		
①履行状況		
②履行に対する地理的条件		
③手持ち業務の状況		
④当該業務の技術的適性		
⑤その他		

随意契約について

公表年月日

契約業者名・住所	
工事の名称	
工事の場所	
種別	
工事期間	
契約金額	
工事の概要	
随意契約の理由	

契約変更について

公表年月日

工 事 の 名 称	
工 事 の 場 所	
請 負 業 者 名	
種 別	
変 更 前 の 工 期	
変 更 後 の 工 期	
変 更 前 の 請 負 額	
変 更 後 の 請 負 額	
工事の概要（当初）	
変 更 概 要	
変 更 理 由	